

1 第204回国会概観

1 会期及び活動等の概要

(召集・会期)

第204回国会(常会)は、1月18日に召集され、同日、参議院議場において開会式が行われた。会期は、6月16日までの150日間であった。

(院の構成)

参議院では、召集日当日の本会議で議席の指定が行われた後、7特別委員会(災害対策、沖縄・北方、倫理選挙、拉致問題、ODA、地方消費者、震災復興)の設置が行われた。

衆議院では、召集日当日の本会議で、9特別委員会(災害対策、倫理選挙、沖縄北方、拉致問題、消費者問題、科学技術、震災復興、原子力、地方創生)の設置が行われた。

(政府4演説)

1月18日、衆参両院の本会議で、菅内閣総理大臣の施政方針演説、茂木外務大臣の外交演説、麻生財務大臣の財政演説及び西村国務大臣の経済演説のいわゆる政府4演説が行われ、これに対する質疑(代表質問)が、衆議院で同20日及び21日、参議院で同21日及び22日にそれぞれ行われた。

(令和二年度第3次補正予算)

「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和2年12月8日閣議決定)の実行に必要な経費の追加等を行うとともに、税収見積りの減額、公債金の増額等を行うため、1月18日、令和二年度第3次補正予算が衆議院に提出された。

同補正予算は、衆議院では、1月26日に予算委員会及び本会議でそれぞれ可決され、参議院に送付された。

参議院では、1月27日から予算委員会において質疑が行われ、同28日に同補正予算を可決すべきものと決定した。

同日の本会議においても、同補正予算は可決され、成立した(衆参での審査の概要は、後述2(1)参照)。

(令和三年度総予算)

令和三年度総予算は、1月18日、衆議院に提出された。

同総予算は、衆議院では、3月2日に予算委員会及び本会議でそれぞれ可決され、参議院に送付された。

参議院では、3月3日から予算委員会において質疑が行われ、同26日に同総予算を可決すべきものと決定した。

同日の本会議においても、同総予算は可決され、成立した(衆参での審査の概要は、後述2(2)参照)。

(新型コロナウイルス感染症対策)

参議院における新型コロナウイルス感染症対策として、引き続き、本会議や各委員会において、議員同士の間隔を広げて着席し、議場においては起立採決を採用する等の対応を行った。

また、参観等については引き続き人数制限や検温の実施等の条件のもとで実施するなど、様々な措置が継続して採られた。

(新型コロナウイルス感染症による議員の逝去)

第203回国会閉会中の令和2年12月27日、参議院議員羽田雄一郎君は、新型コロナウイルス感染症により逝去した。同感染症による国会議員の逝去は、初めてのことであった。

（議員の当選無効）

令和元年の参議院通常選挙をめぐる大規模買収事件で公職選挙法違反の罪に問われ、1月に東京地裁で有罪判決を受けていた参議院議員河井あんり君は、2月3日に山東議長に対し議員辞職願を提出し、同日、本会議で辞職が許可されたため、参議院広島県選挙区において、4月25日に補欠選挙が行われることとなった。一方、同君は2月3日、控訴しない方針を明らかにし、同5日、有罪が確定したため、令和元年7月の当選は無効となった。これにより、4月に予定された広島県選挙区の補欠選挙は、再選挙に変更された。昭和25年に現在の公職選挙法が施行されて以来、このような変更は初めてのことであった。

なお、これを契機として、当選無効となった議員が、議員として活動していた期間に得ていた議員歳費等の取扱いについて、改めて議論となった。

（総務省幹部への違法接待問題）

今国会では、総務省の複数の幹部職員が、株式会社東北新社や日本電信電話株式会社（NTT）など利害関係者との会食において、当該利害関係者から飲食費の負担や贈答品等を受けていたこと等が報道を契機として明らかとなり、国家公務員倫理規程違反として懲戒処分が行われるに至った。公務員倫理に反する行為により、情報通信行政がゆがめられたの

ではないかとの疑念を国民に抱かせ、公務への信頼が損なわれた。また、当該報道の発端となった利害関係者である株式会社東北新社は、放送法に基づく基幹放送事業者の認定を受けていたが、3月、認定申請時及び認定時において同法が定めるいわゆる外資規制に違反していたことが明らかになり、同社から認定基幹放送事業者の地位を承継した株式会社東北新社メディアサービスの認定が取り消される事態となった。総務省による審査が不十分であったことにより、本来基幹放送事業者として認定すべきでない事業者を認定していたことや、菅内閣総理大臣の長男が株式会社東北新社の社員として前述の会食に関わっていたことも問題視されたほか、他の放送事業者においても外資規制違反が発覚したことなどから、今国会、衆議院に提出された「放送法の一部を改正する法律案」（閣法第39号）の取扱いにも影響を及ぼした。なお、衆議院において同法律案の審査は行われず、会期末において継続審査に付することとされた。

（法律案条文等のミス多発問題）

今国会では、「デジタル社会形成基本法案」（閣法第26号）等デジタル改革関連法案の提出後、その参考資料に45か所の誤りがあったことが判明し、その後も、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案」（閣法第23号）等の条文に誤りがあったことが相次いで判明したことを受け、政府が今国会における内閣提出法律案及び条約の全てについて条文等の再点検を行ったところ、3月25日時点で、条文の誤りは4本12件、参考資料

の誤りは22本122件、所管府省庁などは13に及ぶことが判明し、加藤内閣官房長官が衆参の議院運営委員会においてこれを報告し、謝罪する事態となった。

政府の度重なるミスに与野党双方の議員から苦言が呈されるとともに、国会審議日程にも影響を及ぼすこととなり、菅内閣総理大臣は、3月26日の閣僚懇談会において、実効性のある再発防止策を政府一丸となって検討し、実行したい旨述べ、特に誤りが判明した府省庁等に対し、原因の徹底究明と再発防止策の検討に全力を挙げるよう指示を行った。

4月1日には、議院運営委員会理事会において協議が行われ、議案等の誤りや参議院への説明遅延について、政府に対し、水落議院運営委員長から要請を行うことが確認された。同日の議院運営委員会において、水落委員長は、当該要請の内容として「今国会では、内閣提出議案に関して、議案や関連資料の誤り、提出状況等に関する参議院への説明遅延が相次いでいる。このような事案が重なったことは、国会軽視と言わざるを得ず、誠に遺憾である。政府に対しては、強く反省を促すとともに、今後、このような事案が生じないように、全府省庁に再発防止策を徹底することを求める」旨述べた。

一方、条文の誤りは、内閣提出法律案にとどまらず、平成27年及び同30年に議員立法で改正され、既に施行されている「公職選挙法」にも存在することが、新聞報道等により発覚した。主に、平成30年の改正により、必要な罰則が存在しない状態となっている等の

誤りであり、これを受け、今国会において「公職選挙法の一部を改正する法律案」(参第28号)が提出され、成立し、誤りが訂正された。この誤りについて、平成30年7月改正の際、法律案の作成を補佐した参議院法制局には、同12月に総務省から照会があったが、何らの対応もなされなかった。また、令和2年2月に新聞社から指摘を受けた際には、改正の見通しも立たないまま関係議員に報告したのでは迷惑を掛けると考え、改正の見通しを付けてから報告しようと考えたところ、報告に至らないまま報道がなされたという。5月12日の政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会において、川崎法制局長は、「私どもの判断や姿勢は補佐機関としての立場をわきまえないものであり、根本的に間違っていた。まずは関係議員に報告すべきであったと深く反省している。昨年には再発防止策を講じているが、全く不十分であり、抜本的な対策を講じていく」旨述べている。

(内閣不信任決議案)

6月15日、衆議院において「菅内閣不信任決議案」が提出され、同日の衆議院本会議において否決された。

なお、同決議案については、野党による3か月間の会期延長要求を与党が拒否したことを受け、野党が提出を決めており、今国会は衆議院議長に対する申入れはなかったものの、第200回国会以降、野党から会期延長を求める展開が続いている。

(重要土地利用規制法案の採決をめぐる動き)

会期末を6月16日に控え、同14日、内閣委員会が開会され、「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」（閣法第62号）について参考人に対する質疑等を行った後、委員長は暫時休憩を宣告した。その後、内閣委員長森屋宏君解任決議案が提出されたため、内閣委員会は休憩のまま散会となった。

6月15日、まず衆議院本会議において「菅内閣不信任決議案」が否決された後、午後5時1分に参議院本会議が開会され、内閣委員長解任決議案を否決し、午後6時22分に本会議は休憩となった。休憩中に内閣委員会が開会され、閣法第62号につき、質疑を行い、質疑を終局した後、討論を行い、採決

の結果、可決すべきものと決定した。その後、議院運営委員会理事会において、閣法第62号の緊急上程について協議が行われたところ、議院運営委員長水落敏栄君解任決議案が提出された。午後11時21分に本会議が再開され、議院運営委員長解任決議案を議題としたところで、午後11時22分に本会議は延会となった。

6月16日、午前0時11分に本会議が開会され、議院運営委員長解任決議案を否決し、午前1時14分に本会議は休憩となった。その後、午前1時46分に本会議が再開され、閣法第62号につき、討論を行い、採決の結果、可決され、午前2時29分に本会議は休憩となった（衆参での閣法第62号の審査の概要は、後述3（15）参照）。

2 予算・決算

（1）令和二年度第3次補正予算

令和二年度第3次補正予算2案は、1月18日、衆議院に提出された。

衆議院では、予算委員会において、1月22日に趣旨説明を聴取し、同25日から質疑を行った。同26日に質疑を終局した後、立民及び共産の2派共同、維新並びに国民がそれぞれ提出した編成替動議（3件）の趣旨弁明を聴取し、補正予算2案及び動議3件に対する討論を行い、採決の結果、動議3件をそれぞれ否決し、補正予算2案を原案どおり可決すべきものと決定した。

1月26日の本会議において、討論を行い、採決の結果、補正予算2案は可決さ

れ、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会において、1月27日に趣旨説明を聴取し、同日及び翌28日に総括質疑を行い、同28日に締めくくり質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、補正予算2案を原案どおり可決すべきものと決定した。

1月28日の本会議において、討論を行い、採決の結果、補正予算2案は可決され、成立した。

（2）令和三年度総予算

令和三年度総予算3案は、1月18日、衆議院に提出され、同22日に衆議院予算委員会、同27日に参議院予算委員会にお

いて、それぞれ趣旨説明を聴取した。

その後、衆議院では、2月4日から質疑を行った。3月2日に質疑を終局した後、立民及び共産の2派共同並びに国民がそれぞれ提出した編成替動議（2件）の趣旨弁明を聴取し、総予算3案及び動議2件に対する討論を行い、採決の結果、動議2件をそれぞれ否決し、総予算3案を原案どおり可決すべきものと決定した。

3月2日の本会議において、討論を行い、採決の結果、総予算3案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、3月3日及び4日に基本的質疑（菅内閣総理大臣以下全大臣出席）を行い、その後、一般質疑（菅内閣総理大臣、財務大臣及び関係大臣出席）を同5日に、一般質疑（財務大臣及び関係大臣出席）を同9日、10日、11日、12日、17日、18日及び24日に行った。

このほか、集中審議（菅内閣総理大臣、財務大臣及び関係大臣出席）を、3月8日（東日本大震災からの復興及び新型コロナウイルス感染症対応等）、15日（内外の諸課題（デジタル社会・情報通信行政、ワクチンの接種体制等））、19日（現下の諸課題（新型コロナウイルス感染症への今後の対応・医療体制の強化、情報通信行政、原子力安全等））及び25日（菅内閣の基本姿勢（外交、情報通信行政、経済・雇用、孤独・孤立支援等））に行った。

また、3月16日に公聴会を行ったほか、同22日及び23日には各委員会における委嘱審査を行った。

3月26日には、締めくくり質疑（菅内

閣総理大臣以下全大臣出席）を行った。質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、総予算3案を原案どおり可決すべきものと決定した。

3月26日の本会議において、討論を行い、採決の結果、総予算3案は可決され、成立した。

（3）令和元年度決算

令和元年度決算外2件は、第203回国会の令和2年11月20日に提出された後、参議院では、第203回国会の令和2年11月30日に本会議で概要の報告及び質疑を行い、同日の決算委員会で概要説明を聴取した。その後、今国会の本年4月5日には、菅内閣総理大臣以下全大臣出席の下、全般質疑を行った。

以降、決算委員会では、4月7日から5月24日まで6回にわたり省庁別審査を、同31日に准総括質疑を行い、6月7日には、締めくくり総括質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、令和元年度決算は是認することとし、8項目について内閣に警告すべきものと決定した。次いで令和元年度決算審査を踏まえた措置要求決議を行った。また、令和元年度国有財産関係2件は、いずれも是認すべきものと決定した。

6月9日の本会議において、討論を行い、採決の結果、令和元年度決算は委員長報告のとおり是認することとし、内閣に対し警告することに決した。また、令和元年度国有財産関係2件はいずれも委員長報告のとおり是認することに決した。

なお、4月7日の決算委員会では、平成三十年度決算に関する本院の議決等

について政府の講じた措置の説明を聴取した。

令和元年度予備費 3 件は、5 月 31 日の決算委員会で概要説明を聴取した後、令和元年度決算外 2 件と一括して質疑を行い、同日質疑を終局した後、討論を行い、

採決の結果、いずれも承諾を与えるべきものと議決した。

6 月 2 日の本会議において、令和元年度予備費 3 件はいずれも承諾することに決した。

3 法律案・条約・決議等

(審議の概況)

内閣提出法律案は、今国会提出 63 件、継続 1 件のうち、62 件が成立した（成立率 96.9%）。

参議院議員提出法律案は、今国会提出 37 件のうち、2 件が成立した（成立率 5.4%）。

衆議院議員提出法律案は、今国会提出 45 件、継続 69 件のうち、20 件が成立した（成立率 17.5%）。

条約は、今国会提出 11 件の全てが承認された。

承認案件は、今国会提出 3 件の全てが承認された。

決議案は、今国会提出 4 件のうち、2 件が可決された（可決率 50%）。

(1) 新型インフル対策特措法等改正案

現下の新型コロナウイルス感染症の発生の状況等に鑑み、営業時間の変更の要請等を内容とする新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を創設し、併せて緊急事態措置において施設の制限等の要請に応じない者に対する命令を可能とするとともに、新型コロナウイルス感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において新型インフルエンザ等感染症と位置付け、所要

の措置を講じることができることとし、併せて宿泊療養及び自宅療養の要請について法律上の根拠を設ける等の措置を講じる「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案」（閣法第 6 号）が、1 月 22 日、衆議院に提出された。

衆議院では、同法律案が付託された内閣委員会で、1 月 29 日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。2 月 1 日には内閣委員会厚生労働委員会連合審査会において質疑を行った。同日に質疑を終局した後、自民、立民、公明及び維新の 4 派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案について可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

2 月 1 日の本会議において、同法律案は討論の後、修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、同法律案が付託された内閣委員会で、2 月 2 日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日から質疑を行った。同 3 日には内閣委員会、厚生労働委員会連合審査会において質疑を行った。同日に質疑を終局し

た後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

2月3日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

(2) 令和三年度歳入関連法案

「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案」（閣法第4号）は1月18日に、「所得税法等の一部を改正する法律案」（閣法第7号）は同26日に、「地方税法等の一部を改正する法律案」（閣法第9号）及び「地方交付税法等の一部を改正する法律案」（閣法第10号）は同29日に、それぞれ衆議院に提出された。

衆議院では、閣法第7号について、2月9日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された財務金融委員会で、同16日に趣旨説明を聴取し、同24日から質疑を行った。3月2日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

また、閣法第9号及び同第10号については、2月16日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された総務委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、同18日から質疑を行った。3月2日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、両法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

また、閣法第4号については、2月19日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された財務金融委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。3月2日

に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

3月2日の本会議において、閣法第9号及び同第10号は討論の後、いずれも可決され、次いで、閣法第7号及び同第4号が討論の後、いずれも可決され、上記4法律案は参議院に送付された。

参議院では、閣法第7号及び同第4号について、3月10日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された財政金融委員会で、同16日に趣旨説明を聴取し、同22日から質疑を行った。同26日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、両法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

また、閣法第9号及び同第10号については、3月12日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された総務委員会で、同23日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。同25日に質疑を終局し、同26日に討論を行い、採決の結果、両法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

3月26日の本会議において、閣法第9号及び同第10号は討論の後、いずれも可決され、また、閣法第7号及び同第4号が討論の後、いずれも可決され、上記4法律案は成立した。

(3) R C E P 協定

地域的な包括的経済連携協定交渉参加15か国の間で、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を拡大させるとともに、知的財産、電子商取引等の幅広い分野での新たなルールを構築すること等を内容とする経済上の

連携のための法的枠組みを設ける「地域的な包括的経済連携協定の締結について承認を求めるの件」（閣条第1号）が、2月24日、衆議院に提出された。

衆議院では、4月2日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同件が付託された外務委員会で、同7日に趣旨説明を聴取し、同9日から質疑を行った。同14日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同件を承認すべきものと決定した。

4月15日の本会議において、同件は承認され、参議院に送付された。

参議院では、4月21日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同件が付託された外交防衛委員会で、同22日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。同27日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同件を承認すべきものと決定した。

4月28日の本会議において、同件は承認され、国会の承認を得た。

（4）デジタル社会形成基本法案等

デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するため、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の作成について定める「デジタル社会形成基本法案」（閣法第26号）、デジタル庁を内閣に設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める「デジタル庁設置法案」（閣法第27号）、個人情報保護に関する法

律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法律について所要の整備を行う

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」（閣法第28号）、公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる預貯金口座をあらかじめ登録できることとするとともに、一定の公的給付の支給を実施するための基礎とする情報について個人番号を利用して管理できることとする等の措置を講じる「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案」（閣法第29号）、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理に関する制度及び災害時又は相続時に求めに応じて口座情報を提供する制度を創設する等の措置を講じる「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案」（閣法第30号）が、2月9日、衆議院に提出された。

衆議院では、3月9日の本会議で各法律案について趣旨説明を順次聴取し、質疑を行った。その後、各法律案が付託された内閣委員会で、同10日に趣旨説明を順次聴取し、同12日から質疑を行った。同24日には内閣委員会総務委員会連合審査会において質疑を行った。4月2日に質疑を終局した後、閣法第26号に対する自民、立民及び公明の3派共同提出の修正案、閣法第26号に対する自民、公明及び維新の3派共同提出の修正案、閣法第26号に対する立民提出の修正案、閣法第28号に対する立民提出の修正案並びに閣法第30号に対する維新及び国民の2派共

同提出の修正案について趣旨説明を順次聴取し、各原案及び各修正案について討論を行い、採決の結果、まず閣法第26号について立民提出の修正案を否決した後、自民、立民及び公明の3派共同提出の修正案並びに自民、公明及び維新の3派共同提出の修正案についてそれぞれ可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。次に閣法第27号について可決すべきものと決定した。次に閣法第28号について修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。次に閣法第29号について可決すべきものと決定した。次に閣法第30号について修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

4月6日の本会議において、各法律案は討論の後、閣法第26号については修正議決され、閣法第27号から閣法第30号はいずれも可決され、参議院に送付された。

参議院では、4月14日の本会議で各法律案について趣旨説明を順次聴取し、質疑を行った。その後、各法律案が付託された内閣委員会で、同20日に各法律案について趣旨説明及び閣法第26号の衆議院における修正部分の説明を順次聴取し、同日から質疑を行った。同27日には内閣委員会、総務委員会連合審査会において質疑を行った。5月11日に質疑を終局した後、各法律案について討論を行い、採決の結果、各法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

5月12日の本会議において、各法律案は討論の後、いずれも可決され、成立した。

(5) 少年法等改正案

成年年齢の引下げ等の社会情勢の変化を踏まえ、年齢満18歳以上20歳未満の特定少年に係る保護事件について、ぐ犯をその対象から除外し、原則として検察官に送致しなければならない事件についての特則等の規定を整備するとともに、検察官送致の決定がされた後の刑事事件の特例に関する規定は、特定少年には原則として適用しないこととする等の措置を講じる「少年法等の一部を改正する法律案」(閣法第35号)が、2月19日、衆議院に提出された。

衆議院では、3月25日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された法務委員会で、4月2日に趣旨説明を聴取し、同6日から質疑を行った。同14日に立民提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について質疑を行い、質疑を終局し、同16日に原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

4月20日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、4月23日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された法務委員会で、同27日に趣旨説明を聴取し、5月6日から質疑を行った。同20日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月21日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

(6) 地球温暖化対策推進法改正案

我が国における脱炭素社会の実現に向けた対策の強化を図るため、2050年まで

の脱炭素社会の実現等の基本理念を新設するとともに、地域の再生可能エネルギーを活用した事業の実施に関する認定制度の創設、温室効果ガス算定排出量の報告制度の見直し等の措置を講じる「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」（閣法第47号）が、3月2日、衆議院に提出された。

衆議院では、4月15日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された環境委員会で、同16日に趣旨説明を聴取し、同20日から質疑を行った。同23日に立民提出の修正案について趣旨説明を聴取し、同日から原案及び修正案について質疑を行った。同27日に質疑を終局した後、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

4月27日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月7日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された環境委員会で、同11日に趣旨説明を聴取し、同18日から質疑を行った。同25日に質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月26日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

（7）健康保険法等改正案

全世代対応型の社会保障制度を構築するため、健康保険等における傷病手当金の支給期間の通算化、育児休業中の保険料の免除要件の見直し及び保健事業における健康診断等の情報の活用促進、後期

高齢者医療における窓口負担割合の見直し等の措置を講じる「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」（閣法第21号）が、2月5日、衆議院に提出された。

衆議院では、4月8日の本会議で、同法律案及び「高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案」（衆第11号）の趣旨説明を順次聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された厚生労働委員会で、同9日に趣旨説明を順次聴取し、同14日から質疑を行った。5月7日に閣法第21号について質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月11日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月19日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、同25日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。6月3日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月4日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

（8）航空法等改正案

国土交通大臣による航空運送事業の基盤強化に関する方針の策定及び必要な支援の実施、危険物等所持制限区域に立ち入る旅客等に対する保安検査の受検の義務付け、無人航空機の機体の安全性の確保及び操縦を行おうとする者について行う技能証明に係る制度の創設、運輸安全委員会による無人航空機に係る事故等の

原因を究明するための調査の実施等の措置を講じる「航空法等の一部を改正する法律案」(閣法第60号)が、3月9日、衆議院に提出された。

衆議院では、同法律案が付託された国土交通委員会で、5月12日に趣旨説明を聴取し、同14日に質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月18日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月28日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された国土交通委員会で、6月1日に趣旨説明を聴取し、同3日に質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月4日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(9) 国家公務員法等改正案

国家公務員の定年を段階的に65歳に引き上げるとともに、役職定年による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度を設けるほか、60歳を超える職員に係る給与及び退職手当に関する特例を設ける等の措置を講じる「国家公務員法等の一部を改正する法律案」(閣法第63号)が、4月13日、衆議院に提出された。

衆議院では、同法律案が付託された内閣委員会で、4月21日に趣旨説明を聴取し、同23日に質疑を行った。同日に質疑を終局した後、維新提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案に

ついて討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

4月27日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、同法律案が付託された内閣委員会で、6月1日に趣旨説明を聴取し、同3日に質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月4日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(10) 産業競争力強化法等改正案

新型コロナウイルス感染症の影響、急激な人口の減少等の短期及び中長期の経済社会情勢の変化に適切に対応して、我が国産業の持続的な発展を図るため、情報技術の進展、エネルギーの利用による環境への負荷の低減等に対応する事業変更を行おうとする者についての計画認定制度の創設、経営革新計画の承認制度等の対象事業者に係る要件の見直し、下請中小企業の取引機会を創出する者の認定制度の創設等の措置を講じる「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案」(閣法第23号)が、2月5日、衆議院に提出された。

衆議院では、4月27日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された経済産業委員会で、同28日に趣旨説明を聴取し、5月7日から質疑を行った。同19日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月20日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月26日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された経済産業委員会で、同27日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。6月8日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月9日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(11) 特定商取引法等改正案

通信販売における契約の申込みに係る書面等への不実の表示を禁止するとともに、販売を伴う預託等取引を原則として禁止する等の措置を講じる「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案」（閣法第54号）が、3月5日、衆議院に提出された。

衆議院では、4月22日の本会議で、同法律案及び「消費者被害の発生及び拡大の防止並びに消費者の利益の一層の擁護及び増進を図るための消費者契約法等の一部を改正する法律案」（衆第15号）の趣旨説明を順次聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された消費者問題に関する特別委員会で、同23日に趣旨説明を順次聴取し、同27日から質疑を行った。5月13日に閣法第54号について質疑を終局し、同14日に自民、立民、公明、共産、維新及び国民の6派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案について可決し、閣法第54号を修正議決すべきものと決定した。

5月18日の本会議において、同法律案

は修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、5月21日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された地方創生及び消費者問題に関する特別委員会で、同26日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日から質疑を行った。6月4日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月9日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

(12) 政治分野男女共同参画推進法改正案

政治分野における男女共同参画をより一層推進するため、政党その他の政治団体が自主的に取り組むよう努める事項の例示として政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善等を規定するとともに、性的な言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決を図るための必要な施策を講ずる旨の規定の新設その他の国及び地方公共団体の施策の強化等を行うため、6月8日、参議院内閣委員会において、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律案」を委員会提出法律案（参第34号）とすることと決定した。

6月9日の本会議において、同法律案は可決され、衆議院に送付された。

衆議院では、同法律案が付託された内閣委員会で、6月9日に趣旨説明を聴取した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月10日の本会議において、同法律案

は可決され、成立した。

(13) 憲法改正手続法改正案

憲法改正国民投票の投票環境を整えるため、投票人名簿等の閲覧制度の創設、在外投票人名簿への登録に係る規定の整備、共通投票所制度の創設など7項目にわたる措置を講じる「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案」(第196回国会衆第42号)が、第196回国会の平成30年6月27日、衆議院に提出された。

衆議院では、同法律案が付託された憲法審査会で、第196回国会の平成30年7月5日に趣旨説明を聴取した。

第196回から第202回国会においては、憲法審査会で、閉会中審査の申出をすることを決定した(審査会后、衆議院本会議において閉会中審査を決定)。

第203回国会においては、憲法審査会で、令和2年11月26日から質疑を行った。その後、同年12月4日、閉会中審査の申出をすることを決定した(審査会后、衆議院本会議において閉会中審査を決定)。

今国会においては、憲法審査会で、4月15日から質疑を行った。5月6日に質疑を終局した後、立民提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案について可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

5月11日の本会議において、同法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、同法律案が付託された憲法審査会で、5月19日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同26日から質疑を行った。6月9日に質

疑を終局した後、維新提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

6月11日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(14) 郵便投票特例法案

新型コロナウイルス感染症の患者又は入国後の待機者であって、外出自粛要請や隔離、停留の措置を受けている方々が投票をすることが困難となっている状況に鑑み、当分の間の措置として、こうした方々が郵便等を用いて行う投票方法について、公職選挙法の特例を定める「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律案」(衆第32号)が、6月3日、衆議院に提出された。

衆議院では、同法律案が付託された政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会で、6月7日に趣旨説明を聴取し、質疑を行った。同日に質疑を終局した後、立民提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

6月10日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、同法律案が付託された政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会で、6月14日に趣旨説明を聴取し、質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月15日の本会議において、同法律案

は可決され、成立した。

(15) 重要土地利用規制法案

我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等が重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため、基本方針の策定、注視区域及び特別注視区域の指定、注視区域内にある土地等の利用状況の調査、当該土地等の利用の規制、特別注視区域内にある土地等に係る契約の届出等の措置について定める「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」（閣法第62号）が、3月26日、衆議院に提出された。

衆議院では、5月11日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された内閣委員会で、同19日に趣旨説明を聴取し、同21日から質疑を行った。同28日に質疑を終局した後、国民提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案につ

いて討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

6月1日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、6月4日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された内閣委員会で、同8日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。同10日には内閣委員会、外交防衛委員会連合審査会において質疑を行った。同15日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月16日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

(16) 決議案

参議院では、6月11日の本会議において、「世界保健機関（WHO）の台湾への対応に関する決議案」及び「ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し、民主的な政治体制の早期回復を求める決議案」が可決された。

4 調査会

国際経済・外交に関する調査会、国民生活・経済に関する調査会及び資源エネルギーに関する調査会は、いずれも6月2日に2年目における調査を取りまとめ

た調査報告書（中間報告）を議長に提出し、同4日の本会議で各調査会長が報告を行った。

5 その他

(1) 参議院改革協議会

参議院改革については、これまで歴代議長の下で議論する場が設けられ、実績が重ねられてきたところ、山東議長の主宰によ

り各会派代表者懇談会が開かれ、第203回国会の令和2年12月2日に方向性の確認が行われた後、今国会の4月9日、改めて参議院改革協議会を設置する旨の合意がなさ

れた。これを受けて、5月14日の議院運営委員会において、議長の下に、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、参議院改革協議会を設置することを決定し、同日の本会議で議院運営委員長が協議会の設置について報告した。

協議会は今国会中、3回開催された。5月26日に初回の協議会が開かれ、6月4日には参議院改革の経緯と実績について、同11日には参議院定数訴訟に係る最高裁判決の概要と変遷について、それぞれ事務局から説明を聴取した後、協議会の検討項目等について協議を行った。

（２）行政監視

参議院改革協議会が平成30年6月1日に取りまとめた報告書において、参議院は「これまで取り組んできた決算審査の充実とともに、行政の適正な執行を監視、監督することを活動の柱の一つとし、行政監視機能の強化に議院全体として取り組む」こととされ、本会議を起点とした新たな行政監視の年間サイクルの構築と行政監視委員会の活動の一層の充実に向けた取組について記された。また、同報告書を踏まえた参議院規則の改正により、同委員会は少なくとも毎年1回、行政監視の実施の状況等を議院に報告するものとされた。

これを受け、行政監視委員会は、5月31日に、行政監視の実施の状況等に関する報告書を議長に提出し、6月2日の本会議で委員長が報告を行った。

また、新たな年間サイクルの起点として、6月11日の本会議で、武田総務大臣から令和二年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関

する報告を聴取し、質疑を行った。

（３）国会同意人事案件

今国会に提出された21機関77名の国会同意人事案件は、両議院の同意を得た。

（４）党首討論

国家基本政策委員会合同審査会（党首討論）が6月9日に開会され、枝野幸男立憲民主党代表、片山虎之助日本維新の会共同代表、玉木雄一郎国民民主党代表及び志位和夫日本共産党中央委員会幹部会委員長と菅内閣総理大臣との間で討議が行われた。

（５）憲法審査会

4月28日、憲法に対する考え方について意見の交換を行った。5月19日及び6月2日には、日本国憲法及び憲法改正国民投票法を巡る諸課題について意見の交換を行った。

また、衆議院から送付された日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（第196回国会衆第42号）について、5月19日から審査を行い、6月9日に同法律案を可決すべきものと決定した（衆参での審査等の概要は、前述3（13）参照）。同法律案については、衆議院に提出以来、会期末ごとに閉会中審査の手続が行われ、計8国会にわたって継続し、修正の上、成立するという異例の展開となった。

（６）情報監視審査会

審査会は8回開催された。2月17日、同24日、4月2日、及び同16日は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府からの説明聴取及び質疑を行った。また、同28日には、特定秘密保護制度の運用状況及び情

報監視審査会の活動について、参考人からの意見聴取及び質疑を行った。5月28日には特定秘密の提示を求めることを決定し、6月4日に警察庁から提示された特定秘密について政府から説明を聴取し、質疑を行った。同11日には、河野国務大臣及び独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑を行った。

(7) 施設のバリアフリー化整備

参議院では、令和元年7月の通常選挙における障がい者を有する議員の当選を受け、本会議場に大型車いす専用議席など当面の必要な整備を行うとともに、施設のバリアフリー化を進めるため、同11月、議院運営委員会においてバリアフリー化推進プロジェクトチームの設置が合意され、同12月に「参議院施設の更なるバリアフリー化整備計画」が取りまとめられた。同計画に基づき、エレベーターやバリアフリースイールの新設・改修、正玄関や中央玄関脇階段への昇降機の新設、本会議場への登壇スロープの設置等の整備が進められ、今国会中、3月末までに順次完成し、供用に至っている。

(8) 審議中継への手話通訳付与

第201回国会の令和2年6月、総務委員会理事会において、聴覚障がい者の委員会審査の理解のためインターネット審議中継に手話通訳を付す案について協議され、総務委員長から議院運営委員長に対し、「本件は、今後、参議院全体の課題として検討されるべきもの」との意見の申入れがあった。これを受けバリアフリー化推進プロジェクトチーム（前述5（7）参照）において協議の結果、今国会から、参議院における施政方針演説、

所信表明演説及びそれらに対する各会派の代表質問の審議中継の際に手話通訳を付すことが合意された。これを踏まえ準備が進められ、1月18日、菅内閣総理大臣の施政方針演説等いわゆる政府4演説、同21日及び22日の各会派の代表質問の際、従来の審議映像に手話通訳映像を合成表示した映像が、参議院審議テレビ中継及びインターネット審議中継映像として生中継された。